### 大阪府後期高齢者医療広域連合告示第17号 平成19年9月13日

大阪府後期高齢者医療広域連合長 告道 勇

#### 人事行政の運営等の状況について公表します

大阪府後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、平成18年度の状況を公表します。本広域連合は、平成19年1月17日に設立されましたので、設立以降平成19年3月31日までの公表となります。 職員数につきましては、平成19年3月31日現在を記載しております。

- I 任免及び職員数
- 1. 採用の状況
- 一般職員

地方自治法第252条の17による派遣 42人

#### 2. 職員数

部門別職員数の状況

一般行政部門 42人(平均年齢 41.0歳)

# Ⅱ給与

派遣職員の取扱いに関する協定書により、時間外勤務手当、休日勤務手当以外の給与については、派遣元の関係規定により、派遣元が負担するものとし、その相当額について、大阪府後期高齢者医療 広域連合が負担するものとする。

- 1. 人件費の状況
- 一般会計決算

区分	支給職員数	時間外勤務手当	一人当たり
18年度	8人	276, 221円	34, 528円
(注) 18年度決算は、まだ議会の認定を得ておりません。			

### 一般会計予算

区分	支給対象職員数	時間外勤務手当	一人当たり
19年度	32人	22.800千円	712. 500円

### Ⅲ 勤務時間その他の勤務条件

### 1. 勤務時間

(平成19年4月1日現在)

正規の勤務時間	週 38時間45分
勤務時間の開始時刻	9:00
勤務時間の終了時刻	17:30
休憩時間	12:00~12:45
休息時間	12:45~13:00

### 2. 特別休暇等

- 条例によるもの 病気休暇、介護休暇等
- ・規則によるもの 骨髄提供のための休暇、子の看護休暇、ボランティア休暇、親族の喪に服する休暇等

# IV 分限及び懲戒処分

派遣職員の取扱いに関する協定書により、分限及び懲戒処分については派遣元が行い、その理由、手続き及び効果については、派遣元の関係規定の定めるところによる。

- 1. 分限処分(地方公務員法第28条) 平成18年度 O件
- 2. 懲戒処分(地方公務員法第29条) 平成18年度 O件

# V 服務

職務に専念する義務の特例に関する条例第2条による職務専念義務の免除及び、 営利企業等の従事制限に関する規則第3条に基づく許可については、次のとおりです。

1. 職務専念義務の免除

平成18年	(件)	
健康診査	その他	計
1	0	0

2. 営利企業等の従事制限に関する許可

平成18年度 (件) 営利企業等従事許可 0

### VI 研修及び勤務成績の評定

### 1. 研修

職務の遂行に必要な知識、技能等の習得及び全体の奉仕者としてふさわしい職員の養成に努めるために、職員研修を実施しています。

平成19年2月2日 派遣職員研修実施

- ・後期高齢者医療制度の概要について
- ・広域連合の設立経緯、規約等について
- ・予算、市町村賦課金について
- ・電算システム、医療給付について

### 2. 勤務成績の評定

大阪府後期高齢者医療広域連合においては、勤務成績の評定は行っておりません。

### Ⅲ 福祉及び利益の保護

職員の健康診断については、派遣元が行うこととなっておりますが、派遣元が保健事業の一環として提供する人間ドック等については、受診の機会を与えている。 共済組合、健康保険組合、互助組合及び派遣元独自の福利厚生については、その規定を適用する。